

平成29年度 小浜市住宅用太陽光発電導入促進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 小浜市住宅用太陽光発電導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、小浜市補助金等交付規則（昭和56年小浜市規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、住宅用太陽光発電システム（以下「対象システム」という。）の設置（以下「補助事業」という。）に要する経費を、小浜市が補助することにより、住宅用太陽光発電設備の普及を促進するとともに、市民の環境活動への参加を促進することを目的とする。

(補助金交付の対象)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、第4条に定める対象システムを設置しようとする者とし、別表1に掲げる費用（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 補助対象者は、次の（1）から（4）を満たすことを要件とする。

- （1）市内に住所を有する（予定を含む。）個人または市内に所在している法人（個人事業主を含む。）であること。
- （2）電力会社と電灯契約を締結している者であること。ただし、対象となる住宅を第三者に賃貸する場合は、その借借人が電灯契約を締結する場合を含む。
- （3）市税を完納していること。
- （4）補助事業を実施する建物は、市内で、住居として使用するものであること。（店舗等との兼用は可とする。）

(対象システム)

第4条 対象システムとは、次の要件に適合したものをいう。

- （1）太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される住宅において消費され、連系された低圧配電線に、余剰の電気が逆流されるもの。
- （2）次の数値のうちのいずれかが10kW未満の太陽光発電システムであるもの。なお、増設等の場合においては、既設分を含めて10kW未満であること。

① 太陽電池の公称最大出力

対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値。太陽電池モジュールの公称最大出力とは、日本工業規格（以下、JISという。）に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力とするが、IEC等の国際規格も可とする。kW表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。

② パワーコンディショナの定格出力

対象システムを構成するパワーコンディショナの定格出力の合計値。定格出力はJISに基づくkW表示とする。

- （3）財団法人 電気安全環境研究所（JET）またはTÜV Rheinland等国際的認証機関の認証試験基準に適合し、JETPVm認証などを受け、かつ太陽電池モジュールの公称最大出力の80%

以上の出力が太陽電池メーカーによって出荷後10年以上保証されていること。

- (4) 太陽電池モジュール・パワーコンディショナは未使用品であるもの（移設されたもの、又は同一設置場所で過去に電力会社と系統連系されたものは対象外）。
- (5) 第7条第1項に規定する補助金申込みの交付決定前に、対象システムの補助対象経費に係る部分の工事に着工していないもの。ただし、建売の場合は、対象システムを設置された建物の引渡しが行われていないもの。

(補助対象経費および補助金額)

第5条 補助対象経費および補助金額は次のとおりとする。

補助対象経費	第4条に定める要件に適合する、対象システムの設置に要する経費
補助金額	1kW 当たり10,000円に対象システムを構成する太陽電池の最大出力(kW表示とし小数点以下2桁未満については切捨て。)を乗じて得た額とする。(上限4kW、40,000円) ※100円未満は切り捨てとする。 ※同年度における同一住宅に対する補助金の交付は1回限りとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金交付申請書(様式第1号)に、別表2に掲げる関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

- 2 補助金交付申請の受付は、予算の額に達した日をもって終了する。
- 3 補助金交付申請書に記載する工事着工予定日(または建売の引渡し予定日)は、市への申請日を起算として、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日を除いた10日目以降とする。
- 4 補助金交付申請書に記載する補助事業の完了予定期日とは、工事の完了、設備の補助対象者への引渡し、設置工事費の確定および対象システムの電力会社との電力受給開始の全て(以下「事業」という。)が完了する予定の日とする。
- 5 補助金交付申請書の受付は先着順に行うこととし、第2項に定める日をもって受付を停止するものとする。この場合の受付日とは、補助金交付申請書を郵送または宅配便で送付する場合は発送した日とし、市に直接持ち込んだ場合は持ち込まれた日とする。
- 6 予算の範囲を超えた受付日に受け付けた補助金交付申請書については、その全てを対象として抽選を行ったうえで申請者を決定するものとする。
- 7 前項の抽選に外れた補助金交付申請書および受付を停止した日の翌日以降に提出された補助金交付申請書については、申請者に返却する。

(交付決定)

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、補助対象者に対し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付条件)

第8条 補助金の交付決定に市長が付する条件は次のとおりとする。

- (1) 補助対象者は、市長が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて報告を求め、または現地調査を行おうとするときにはこれに応じること。

- (2) 補助対象者は、市長が前条の規定による補助金の交付決定の全部または一部を取り消したときは、これに従うこと。
- (3) 補助対象者は、市長が第20条の規定により補助金の全部または一部の返還を請求したときは、市長が指定する期日までに返還すること。
- (4) 補助対象者は、対象システムをその法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図ること。
- (5) 補助対象者は、補助事業に係る情報提供および市の実施する環境施策に協力しなければならないこと。

(事業の実施)

第9条 補助対象者は、第7条に定める交付決定の通知を受けた後、工事に着工または建売住宅の引渡しを受けるとともに、下記期限内に、対象システムの電力会社との電力受給を開始しなければならない。

- (1) 新築の場合、原則として7か月以内、又は平成30年3月30日のいずれか早い日まで。
- (2) 既築の場合、原則として4か月以内、又は平成30年3月30日のいずれか早い日まで。
- (3) 建売の場合、原則として4か月以内、又は平成30年3月30日のいずれか早い日まで。

(変更承認申請)

第10条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、計画変更承認申請書（様式第3号）に、別表2に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 第12条に定める期間内に完了実績報告書を市に提出できないとき。
- (2) 補助金申込書に記載した対象システムの太陽電池の公称最大出力、又はパワーコンディショナの定格出力を変更するとき。
- (3) 太陽電池モジュール、又はパワーコンディショナの型式名を変更するとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

2 計画変更を行う場合、補助金交付申請額は増額しない。

(中止の承認)

第11条 補助対象者は、やむを得ない理由により対象システムの設置を中止しようとするとき、または対象システムが設置された建売住宅の購入を中止しようとするとき等は、計画中止承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(完了実績報告書)

第12条 補助対象者は、当該決定通知書に記載された交付決定日から起算して下記期限内に、補助金完了実績報告書（様式第5号）に、別表2に掲げる関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 新築の場合、原則として9か月以内、又は平成30年3月30日のいずれか早い日まで。
- (2) 既築の場合、原則として6か月以内、又は平成30年3月30日のいずれか早い日まで。
- (3) 建売の場合、原則として6か月以内、又は平成30年3月30日のいずれか早い日まで。

2 補助金完了実績報告書に記載する補助事業完了日は、第6条第4項の規定に準ずる。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、規則第12条に規定する補助金の交付額を確定したときは、補助対象者に対し、補助金額確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金等の請求)

第14条 補助対象者は補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(手続代理者・手続代行者)

第15条 補助対象者は、第6条の補助金交付申請書、第10条の計画変更承認申請書、第11条の計画中止承認申請書、第12条の補助金完了実績報告書について、行政書士または行政書士法人(以下「手続代理者」という。)に対してこれらの手続きの代理を依頼することができる。また、法令に反しない限りにおいて対象システムを販売する者(以下「手続代行者」という。)に対してこれらの手続きの代行を依頼することができる。

2 手続代理者および手続代行者は、依頼された手続きを誠意をもって実施するものとする。また本手続きの代理または代行を通じ補助対象者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

3 市長は、手続代理者または手続代行者が第1項に規定する手続きを偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代理者または手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続きの代行を認めないことができるものとする。

(不備書類の扱い)

第16条 市長は、第6条の補助金交付申請書、第10条の計画変更承認申請書、第11条の計画中止承認申請書、第12条の補助金完了実績報告書に不備があった場合、補助対象者、手続代理者または手続代行者に対し、期限をもって書類の不備を是正するように指示することができるものとする。

(取得財産等の管理)

第17条 第8条第1項第4号の規定において、天災地変、その他補助対象者の責に帰することのできない理由により、対象システムが毀損または消失したときは、補助対象者は、財産処分承認申請書(様式第8号)にてその旨を市長に届けること。

(取得財産等の処分の制限)

第18条 補助対象者は、対象システムの法定耐用年数の期間内において、対象システムを処分するときは、市長に財産処分承認申請書(様式第8号)を提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第19条 市長は、補助対象者が次の各号の一に該当するときは、第7条の規定により交付決定した補助金の全部または一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号のほか、補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第20条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年11月25日から施行する。

この要綱は、平成24年5月14日から施行する。

この要綱は、平成24年12月20日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月14日から施行する。

この要綱は、平成27年4月14日から施行する。

この要綱は、平成28年4月6日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

補助対象経費の対象となる項目（消費税及び地方消費税は除く）

太陽電池モジュール
架台
パワーコンディショナ（インバータ・保護装置）（*）
その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器）

（*）蓄電システム等とパワーコンディショナを併用している場合は、補助対象経費算定にパワーコンディショナを含めるが、当該補助金での補助対象から除外する。

別表 2

補助金交付申請書に添付すべき書類	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票（3ヶ月以内に発行されたもの。申請者住所がシステム設置住所と異なる場合は、設置した住宅に住む生計同一者のものも合わせて提出）または個人情報の取り扱いに関する同意書（様式第1号）に署名、押印。ただし、市外からの転入予定者は添付不要。 ・太陽光発電システムの工事請負契約書または建売住宅の売買契約書のコピー ・預金通帳のコピー（補助金の振込を希望する口座の金融機関名、本支店名、口座名義人および口座番号が確認できるもの） ・納税証明書（小浜市が発行したもので、「市税」に「滞納がないこと」を内容とするもの。）または個人情報の取り扱いに関する同意書（様式第1号）に署名、押印。ただし、市外からの転入予定者は添付不要。
補助事業実績報告書に添付すべき書類	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票（新築等転居を伴う場合に必要。3ヶ月以内に発行されたもの。）または交付申請書の個人情報の取り扱いに関する同意書（様式第1号）に署名、押印。 ・電力受給契約確認書のコピー ・領収書のコピー ・太陽電池モジュールを設置した建物全体の写真（カラー写真） ・パワーコンディショナの形式名と製造番号が確認できる資料（銘板の写真、保証書のコピー、検査成績証のコピーいずれか一つ） ・太陽電池モジュールの設置写真 ・システム配置図 ・出力対比表（補助事業者名、販売者名、製造メーカー名、太陽電池モジュールの公称最大出力合計値の記載があるもの）
事業計画変更承認申請書に添付すべき書類	<ul style="list-style-type: none"> ・変更内容が確認できる工事請負契約書、売買契約書等のコピー（販売者と補助事業者の記載があり、対象システム・金額等の変更内容を確認できるもの。）